

別表第21 福岡事務所の業務区域（建築物に関する申請手数料）

床面積の合計		手数料の額（単位：円）			
		建築確認	中間検査	完了検査	
				中間検査がある場合	中間検査がない場合
100㎡以内	法6条の4該当	17,000	18,000	18,000	21,000
	上記以外	25,000	25,000	25,000	28,000
	構造計算有	50,000			
100㎡を超え200㎡以内	法6条の4該当	23,000	24,000	26,000	29,000
	上記以外	35,000	34,000	34,000	37,000
	構造計算有	65,000			
200㎡を超え300㎡以内	法6条の4該当	35,000	28,000	40,000	43,000
	上記以外	60,000	45,000	50,000	53,000
	構造計算有	80,000			
300㎡を超え400㎡以内		85,000	50,000	55,000	55,000
400㎡を超え500㎡以内		90,000	55,000	60,000	60,000
500㎡を超え1,000㎡以内		130,000	90,000	115,000	120,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内		185,000	135,000	150,000	150,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		250,000	150,000	185,000	195,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		310,000	170,000	200,000	210,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		360,000	180,000	220,000	230,000
5,000㎡を超え6,000㎡以内		410,000	200,000	245,000	255,000
6,000㎡を超え7,000㎡以内		460,000	220,000	265,000	275,000
7,000㎡を超え8,000㎡以内		490,000	220,000	265,000	275,000
8,000㎡を超え10,000㎡以内		510,000	240,000	290,000	300,000
10,000㎡を超え15,000㎡以内		550,000	260,000	350,000	370,000
15,000㎡を超え20,000㎡以内		580,000	280,000	370,000	390,000
20,000㎡を超え30,000㎡以内		700,000	350,000	450,000	470,000
30,000㎡を超え50,000㎡以内		750,000	350,000	450,000	470,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内		1,100,000	700,000	750,000	800,000
100,000㎡を超える		1,400,000	850,000	1,000,000	1,100,000

- ※ 申請建築物が法6条の4第1項第3号に該当するものであっても、法第86条の7の適用を受けるものは、上記表の「上記以外」欄を適用します。
- ※ 中間検査又は完了検査で、直前の確認済証交付又は中間検査合格証の交付がジェイ・イーでないものについては、各検査の手数料に確認審査手数料の1/2を加算します(200㎡以上を対象とします)。
- ※ 計画変更において、大きな敷地にある申請建築物の配置の変更で十分に問題なく再審査が不要な場合など、審査の手間がほとんどかからないものは、上記表の「法6条の4該当」欄を適用するなど、程度に応じて減額します。
- ※ 仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料
完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積に応じたこの表の完了検査の欄に掲げる額に、別表第21の5に掲げる額を加算した額とします。
ただし、完了検査申請の延床面積から仮使用認定を受けた部分の延床面積を差し引いた面積が100㎡以下の場合、この表の完了検査の欄で100㎡以下の欄に掲げる額に、別表21の5の手数料から、検査に要する時間の程度によって減算した額を、加算します。

別表第21の2 福岡事務所の業務区域（建築物に関する確認申請手数料付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）					
	審査の種類					
	避難安全 検証法 階避難/全館避難 階数1 （全館避難階数2 以上の場合）	耐火性能検証法 防火区画検証法	限界耐力計算 エネルギー法	天空率	日影図	特定天井 （落下防止措置 を講じる場合）
500㎡以内	40,000 (50,000)	30,000	30,000	確認申請 手数料 の 10%	5,000	100,000 (200,000)
500㎡を超え 1,000㎡以内	40,000 (50,000)	30,000	30,000			150,000 (300,000)
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	40,000 (50,000)	30,000	30,000			200,000 (400,000)
2,000㎡を超え 10,000㎡以内	60,000 (80,000)	50,000	50,000			200,000 (400,000)
10,000㎡を超え 50,000㎡以内	80,000 (100,000)	75,000	75,000			200,000 (400,000)
50,000㎡を超える	120,000 (150,000)	110,000	110,000			200,000 (400,000)

別表第21の3 福岡事務所の業務区域（ルート2基準審査に関する確認申請手数料付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）
1,000㎡以内	100,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	120,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	150,000
10,000㎡を超える	200,000

法第6条の3第1項ただし書きに規定（施行令9条の3で規定する、確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準）する審査を行います。

別表第21の4 福岡事務所の業務区域（構造計算適合性判定が必要な確認申請に係る整合性調整費付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）
1,000㎡以内	15,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	
2,000㎡を超え10,000㎡以内	25,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	30,000
50,000㎡を超える	

※ 1棟毎の加算額（整合性調整に時間を要しないものは、その程度により減額します。）

別表第21の5 福岡事務所の業務区域（仮使用認定申請に関連する手数料付加分）

対象床面積	手数料の額（単位：円）
1,000㎡以内	15,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	
2,000㎡を超え10,000㎡以内	20,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	40,000
50,000㎡を超える	
建築設備又は工作物	10,000

注1 申請部分の延床面積に応じた別表第21の完了検査の欄に掲げる額に、別表第21の5に掲げる額を加算した額とします。

注2 建築設備又は工作物については、建築物と同時申請する場合は、この付加手数料は不要とします。

別表第21の6 福岡事務所の業務区域（多くの時間や費用を要する審査の手数料付加分）

項目	手数料の額（単位：円）
・ 法第6条の4第1項第3号に該当する建築物で、施行令第10条第3号又は第4号に定める各条項の審査を付加する場合	5,000
・ Midas i gen、STAN/3Dの構造計算ソフトを使用して構造の安全性を検討しているもの	10,000
・ 土砂災害特別警戒区域内の建築物の安全性について、仕様規定で審査する場合	5,000
・ 法第20条第4号のロにより、土砂災害特別警戒区域内の建築物の安全性について審査する場合	10,000
・ 敷地の安全性について土木工学的に安全の検討を要するもの	別途見積り
・ 仮受申請後の事前審査が2カ月を超過するなど、設計内容が複雑なこと、手直しが多い等により、本受付後も審査に相当の時間を要すると思われるもの	別表第1の50%以下
・ 平成18年国土交通省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全であることを確かめるもの（特定行政庁の扱いにより認められる場合）	別途見積り
・ 本受付後においても設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、受付前に予測した審査時間よりも膨大な時間を要したものの、又は申請者の都合により審査時間を短縮するもの	別途見積り ※
・ 既存建築物の適法性の確認に相当の時間を要したものの	別表第1の50%以下 ※
・ 通常の審査では行わない予想外の審査事項がある場合	別途見積り

※ 受付後、審査に相当の時間を要した場合など審査手数料を増額する場合は、追加請求書を発行します。

別表第21の7 福岡事務所の業務区域（省エネ適判建築物完了検査手数料付加分）

対象建築物	手数料の額（単位：円）
ホテル、病院、児童福祉施設等 ※1	別表第21の額の20%
工場、自動車車庫等 ※2	別表第21の額の10%
その他（08990）	別表第21の額の20%

※1 下記の※2及び用途区分コード08990以外の建築物

※2 用途区分コード08310,08320,08340,08350,08360,08410,08420,08430,08490,08500,08510,08520,08610,08620の建築物

注) 複合用途の場合は、面積により按分します。

省エネ適判適合判定時に、第三者機関の証明書等が添付され、完了検査時点で当該設備が変わっていないなど、検査が大幅に簡素化する場合は、その度合いにより減額することがあります。

別表第22 福岡事務所の業務区域（床面積の算定方法：確認申請）

		床面積の算定		
		直前の確認・中間検査・完了検査業務の実施者が		
		ジェイ・イー	ジェイ・イー以外	
新築 改築 移転	新規	延べ床面積		
	計画変更	計画変更により増加した部分 +増加以外の変更部分の1/2	延べ床面積	
	ジェイ・イーでの 審査を取り下げ後、 概ね同一の計画を再申請	直前の手続時に算定した床面積 の1/2		
増築 大規模の修繕 大規模の模様替 用途変更	新規	同一棟のみ	計画部分 +計画部分以外の 既存部分の1/4 ※1	計画部分 +計画部分以外の 既存部分の1/2 ※1
		別棟あり	計画部分 +同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/4 ※1 +既存別棟の1/8 ※1 (別棟の上限：2,000㎡※2)	計画部分 +同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/2 ※1 +既存別棟の1/4 ※1 (別棟の上限：2,000㎡※2)
	計画 変更	同一棟のみ	計画変更により増加した部分 +増加以外の変更部分の1/2※1	計画部分 +計画部分以外の 既存部分の1/2
		別棟あり		計画部分 +同一棟の計画部分以外の 既存部分の1/2 ※1 +既存別棟の1/4 ※1 (別棟の上限：2,000㎡※2)
	ジェイ・イーでの審査を 取り止め後、 概ね同一の計画を再申請		直前の手続時に算定した床面積 の1/2	

※1 増築、大規模な修繕、大規模な模様替、用途変更の場合における既存部分の床面積の算定方法は、既存建築物部分の適法性が検査済証(法第12条第5項による報告書が特定行政庁に受理されたものを含む)により確認できる場合のもの。

上記以外の場合(既存建築物の検査済証が交付されていない場合、検査済証を交付されていても、その後修繕等がなされているもの)は、床面積算定式で1/2、1/4又は1/8を乗じないことを原則として算定するものとします。(不適合条項毎による審査の手間により、減額します。)

※2 別棟の上限:2,000㎡は、1/4又は1/8を乗じる前の既存別棟建築物の床面積が2,000㎡を超えた場合は、2,000㎡とするもの。上記※1の既存部分の適法性が確認できない場合は、当該限度面積は適用しません。

別表第23 福岡事務所の業務区域（床面積の算定方法：中間検査）

区分		特定工程	床面積の算定
階数が3以上の共同住宅		2階の床及びこれを支持する梁の配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
建設地の特定行政庁が指定する工程	基礎	基礎配筋完了時	最下層の床面積
	木造	屋根工事完了時	延べ床面積
		全軸組緊結完了時	
		小屋組完了時	
	RC造	最下階から2つ目の床版配筋完了時	最下層の床面積+最下階から2つ目の床面積
		地階を除く地上2階の床配筋完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
	S造	1階鉄骨建て方完了時	地階の床面積+1階の床面積+2階の床面積
軸組の接合完了時		延べ床面積	
SRC造	軸組の接合完了時	延べ床面積	
	最下階から2つ目の床版配筋完了時	最下層の床面積+最下階から2つ目の床面積	

注 複数の特定工程・工区分け等で、中間検査を2回以上実施する場合は、それまでに実施した中間検査の対象床面積を除いた面積とします。

別表第24 福岡事務所の業務区域（床面積の算定方法：完了検査）

区分		床面積の算定
新築 改築 移転	新規	延べ床面積
増築 大規模の修繕 大規模の模様替え	同一棟のみ	計画部分 +計画部分以外の既存部分の1/4 ※1
	別棟あり	計画部分 +同一棟の計画部分以外の既存部分の1/4 ※1 +別棟の1/8（別棟の上限：500㎡） ※2

※1 別表第22の※1と同じ

※2 別表第22の※2の2,000㎡を500㎡と読み替えて適用します。

別表第25 福岡事務所の業務区域（建築設備に関する申請手数料）

設 備	一基当たりの手数料の額（単位：円）	
	確認申請	完了検査
昇降機（エレベーター、ホームエレベーター、エスカレーター）	20,000	30,000
小荷物昇降機	10,000	15,000
計画変更	10,000	

注1 確認の申請において、既存建築物の適法性が検査済証等の添付のみでは証明できず、別途審査が必要な場合、上記の手数料に別表第21及び別表第22による手数料を加算します。

注2 仮使用認定を受けた建築設備の完了検査手数料

建築設備で建築物と同日で検査する場合の手数料の額は5,000円とし、別途検査日とする場合は、10,000円とします。

別表第26 福岡事務所の業務区域（工作物に関する申請手数料）

工作物		一の申請に係る手数料の額（単位：円）	
		確認申請	完了検査
令138条第1項（煙突・鉄柱・広告塔・高架水槽・擁壁等） 令138条第2項（昇降機・高架の遊戯施設等）		25,000	25,000
令138条第3項（製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等）		30,000	35,000
変更申請の場合			
令138条第1項 令138条第2項 令138条第3項	確認を受けた工作物を 変更して再提出する場合	10,000	

注1 確認の申請において、既存建築物の適法性が検査済証等の添付のみでは証明できず、別途審査が必要な場合、上記の手数料に別表第21及び別表第22による手数料を加算します。

注2 仮使用認定を受けた工作物の完了検査手数料
工作物で建築物と同日で検査する場合の手数料の額は5,000円とし、別途検査日とする場合は、10,000円とします。

別表第27 福岡事務所の業務区域（出張費・交通費）

（単位：円）

区 分		出張費	交通費		合計額
都道府県	地 域		種別	交通費の額	
福岡県	福岡県内全域	0	公共交通	0	0
			社用車		
大分県	日田市、玖珠町	10,000	公共交通	5,000	15,000
			社用車	10,000	20,000
	九重町、中津市、宇佐市、由布市、豊後高田市、別府市、日出町、竹田市、杵築市、大分市、国東市	10,000	公共交通	10,000	20,000
			社用車	15,000	25,000
	臼杵市、豊後大野市、津久見市、佐伯市	10,000	公共交通	14,000	24,000
			社用車	20,000	30,000
佐賀県	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町、吉野ヶ里町、神埼市、唐津市、玄海町	10,000	公共交通	別途実費等加算	
			社用車	5,000	15,000
	佐賀市、小城市、伊万里市、多久市、江北町、白石町	10,000	公共交通	別途実費等加算	
			社用車	8,000	18,000
	武雄市、大町町、嬉野市、鹿島市、太良町、有田町	10,000	公共交通	別途実費等加算	
			社用車	10,000	20,000
熊本県	山鹿市、玉名市、荒尾市、南関町、和水町、長洲町	15,000	公共交通	8,000	23,000
			社用車	9,000	24,000
	熊本市、菊地市、合志市、小国町、南小国町、益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、菊陽町、大津町、西原村	15,000	公共交通	10,000	25,000
			社用車	12,000	27,000
	阿蘇市、宇城市、宇土市、八代市、美里町、氷川町、高森町、山都町、産山村、南阿蘇村	15,000	公共交通	12,000	27,000
			社用車	15,000	30,000
	人吉市、水俣市、天草市、上天草市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、苓北町、山江村、相良村、球磨村、五木村、水上村	15,000	公共交通	15,000	30,000
			社用車	20,000	35,000

※島しょ部については、別途実費等を加算します。